令和７年３月甲良町議会定例会会議録

令和７年３月２１日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第１		会議録署名議員の指名
第２	議案第20号	令和６年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第５号）
第３	議案第21号	令和６年度甲良町水道事業会計補正予算（第３号）
第４	議案第19号	令和６年度甲良町一般会計補正予算（第８号）
第５	議案第22号	令和７年度甲良町一般会計予算
第６	議案第23号	令和７年度甲良町国民健康保険特別会計予算
第７	議案第24号	令和７年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
第８	議案第25号	令和７年度甲良町介護保険事業特別会計予算
第９	議案第26号	令和７年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
第10	議案第27号	令和７年度甲良町下水道事業会計予算
第11	議案第28号	令和７年度甲良町水道事業会計予算
第12	議案第29号	財産の取得につき、議決を求めることについて
第13	議案第30号	和解につき、議決を求めることについて
第14	意見書第１号	高額療養費制度の自己負担額引き上げの全面撤回を求める意見書（案）
第15	意見書第２号	企業・団体献金の全面禁止を求める意見書（案）
第16	発議第１号	甲良町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）
第17		議員派遣について
第18		委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（１０名）

１番	福　原　　守	２番	木　村　誠　治
３番	藤　居　吉　也	４番	山　田　光　義
５番	小　森　正　彦	６番	西　川　誠　一
７番	野　瀬　欣　廣	８番	木　村　　修
９番	西　澤　伸　明	１０番	丸　山　恵　二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	寺本純二	教育長	青山繁
副町長	熊谷裕二	教育次長	福原猛
総務課長	中村康之	学校教育課長	橋本善明
会計管理者	大野けい子	社会教育課長	大山一弥
税務課長	望月仁	長寺センター館長	大野正人
企画監理課長	山崎志保美	呉竹センター館長	上田真司
住民人権課長	宮川哲郎	総務課参事	村田茂典
保健福祉課長	丸澤俊之	保健福祉課参事	中川一樹
産業課長	西村克英	建設水道課参事	寺居友彦
建設水道課長	村岸勉	総務課専門員	中山実貴

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵

（午前　９時５３分　開会）

○丸山議長　ただいまの出席議員数は１０人です。

議員定足数に達していますので、令和７年３月甲良町議会定例会第３日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、８番　木村修議員、９番　西澤議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長　本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日追加提案させていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

まず、議案第２９号は、期間満了に町に財産を譲渡する内容の特約をした賃貸契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定に基づき議決を求めたいものです。

また、議案第３０号は、以前に議決いただき、裁判を進めておりました住宅新築資金返還請求に関し一定の合意が取れましたことから和解を行いたく、地方自治法第９６条第１項第１２号により議決を求めるものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決、同意を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○丸山議長　次に、日程第２　議案第２０号　令和６年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　よろしいですか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第２０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第２０号は可決されました。

次に、日程第３　議案第２１号　令和６年度甲良町水道事業会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第２１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第２１号は可決されました。

次に、日程第４　議案第１９号　令和６年度甲良町一般会計補正予算（第８号）と議案第２２号　令和７年度甲良町一般会計予算から日程第１１　議案第２８号　令和７年度甲良町水道事業会計予算を議題とします。

まず、予算決算常任委員会の審査報告書が提出されています。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

西川委員長。

○西川予算決算常任委員会委員長　それでは、報告させていただきます。

甲良町議会議長　丸山恵二様。

予算決算常任委員会委員長　西川誠一。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

審査結果。

議案第１９号　令和６年度甲良町一般会計補正予算（第８号）。

原案可決。

議案第２２号　令和７年度甲良町一般会計予算。

原案可決。

議案第２３号　令和７年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

原案可決。

議案第２４号　令和７年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

原案可決。

議案第２５号　令和７年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

原案可決。

議案第２６号　令和７年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

原案可決。

議案第２７号　令和７年度度甲良町下水道事業会計予算。

原案可決。

議案第２８号　令和７年度甲良町水道事業会計予算。

原案可決。

審査経過。

議案第１９号　令和６年度甲良町一般会計補正予算（第８号）。

繰越明許費補正と地方債補正が関連するが、甲良町指定緊急避難場所防災力向上事業は、避難所のパーティションや段ボールベッドなど避難所設備を補填・充実させるためのものか、その内容はとの問いに、１件１０万円以上の規模の大きいものが対象の国の補助金であり、今回は、水道事業の整備において各集落に給水ができるように給水車を整備し、滋賀県水道協会からの派遣計画を整え、浸水区域外である運動公園に給水車を配置し、給水車を駐車する建物整備も併せて行う。災害時にはタンクを外して運搬ができる仕様であり、事業費の半額が国庫、半分が地方債の発行となる。年度末なので、全額繰越しし、令和７年度執行となる。また、令和６年度に企業版ふるさと納税で福井県の企業からエアマットを１００台寄贈されているとのことであった。

地方債補正の廃止で、東小学校プール解体フェンス整備事業債２，６５０万円はなぜ延期になったのか。また、今後の計画はとの問いに、当初、建築単価で見積りをしていたが、土木要素が高いということであり、土木単価で工事費を算定したところ４００万円弱となった。

（発言する者あり）

○西川予算決算常任委員会委員長　４，０００万円弱となった。ごめんなさい。

その差は、物価高騰と土木単価で見積りをした結果である。令和７年度に精査をし、令和８年度に計上していきたいとのことであった。

国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金１億８，０３０万７，０００円の減額は事業が遅れているためかとの問いに、システムの標準化については今年度に移行できないため、次年度に再計上する。システム業者の開発の遅れや各市町の経済的な問題もあり、どこの市町もスムーズに進んでいないのが現状であるとのことであった。

寄付金のふるさと応援寄付金３，０００万円の減額について、来年に向けてどうしていくのかとの問いに、今年度の特徴は、米騒動により返礼品は肉より米が出ている。総務省のルールが厳しく、返礼品と事務費を含め５０％を超えないこととなっており、寄付額が年々減少しているが、現状を維持していきたい。過去のような金額は難しいと考えるが、新規にさつまいもやピクルス、新しい肉屋の加入など、新規の開発を続けていきたいとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第２２号　令和７年度甲良町一般会計予算。

歳入の部。

固定資産税の１，１１３万３，０００円の減額の理由はとの問いに、令和６年度の実績に基づき算出しており、土地家屋は推移していないが、償却資産の減少で過疎法に基づく減免特例、先端設備投資の特例、大臣配分による償却資産の減少、大規模償却資産の減少であるとのことであった。地方特例交付金の減額の理由はとの問いに、定額減税の終了によるものであるとのことであった。財政調整基金は２億１，９１７万８，０００円の繰入れだが、今後回復していくのかとの問いに、令和７年度予算の歳出の増額の要因は人件費と物件費が上昇したことである。人件費は普通交付税措置があるが、物件費はシステム導入などで町単費となる。毎年一定額の積立てを行い、令和７年度末の見込みとして５億円は確保できているとのことであった。

空き家が増えており、その空き家にかかる税金は課税できないのかとの問いに、特定空き家に指定されれば更地と同じ扱いでその税率となるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

歳出の部。

総務管理費で計上されている町制７０周年記念式典の表彰式以外のイベントは今後考えていくのかとの問いに、式典に附属する催しについては検討中であるとのことであった。地域おこし協力隊事業について、以前の受入れはうまくいかなかったと聞いている。その検証や総括をしっかり行い、自立に向けたマネジメントをするべきだがどうかとの問いに、過去の反省として、受入れ先や役場の立場、人の管理、情報共有の問題などがあった。今回はその反省をふまえ、受入れ先と相談しながら進めていきたいとのことであった。

社会福祉費の両センターの教育事業において、町内大学生の講師の確保はできているのかとの問いに、長寺センターにおいては、スタート当初は講師が足りなかったが、近隣市町の紹介なども受けて確保したとのことであった。呉竹センターにおいても、講師の確保に努め、今のところ足りているとのことであった。

保健衛生費の歯周疾患検診委託１９万４，０００円は１０％の受診率をめざすということだが、なぜ低い設定なのかとの問いに、歯科検診の揚合、虫歯や歯周病が見つかってもすぐに治療とならないためで、１０％もハードルが高いと言われているが、何とかいい方法を考えていきたいとのことであった。

道路橋梁費の橋梁工事について、町内７２橋のうち補修が必要なのは何橋かとの問いに、判定を行った結果、鍛錬橋１橋のみであるとのことであった。

消防費の公用車購入費３，１１９万８，０００円は普通免許で乗れる消防ポンプ車ということだが、性能的にはどうなのかとの問いに、ポンプの性能については現行のものと変わらないとのことであった。

教育総務費の甲良中学校通級指導教室置事業について、令和６年度の利用生徒数で豊日中の人数が突出しているのはなぜかとの問いに、豊日中に開設されており、職員が常駐しているので、授業中でも生徒指導ができるため多い。ほかの中学は放課後などに対応するため、対応人数に若干制限がある。対象生徒についてはラインを引くのが難しいが、入級審査会があるとのことであった。

社会教育費のシニアの学び舎の事業で、ごみの減量化を学んでもらうことや、体験型や、体を動かすモルックなどを取り入れてはどうかとの問いに、ごみの減量化の内容については考えていきたい。この事業は講話を予定しており、その中で参加型の内容にするなどは事務局で検討していきたい。モルックなどはニュースポーツの大会などを別に行っているため、シニアの方もそちらの方で参加していただきたいとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第２３号　令和７年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

特定健診の受診率について、だんだん減ってきている主な原因は何かとの問いに、令和２年、３年、４年はコロナ禍で減っていた。そのまま受診されていないということが考えられるとのことであった。

保険料が県内統一されるのはいつから実施となるのかとの問いに、令和９年度であるが、猶予期間として令和１１年度までとなっているとのことであった。猶予期間は町の都合で延ばすことができるのか、また、どこかの市町が統一を反対することもできるのかとの問いに、県内で統一していくと１９市町合意しているので、抜けるということはできない。猶予期間については各市町の都合で延ばすところもあるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第２４号　令和７年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

フレイル予防について、町主催の事業と自主的に予防するものがあるのかとの問いに、町が業者に委託してフレイル予防教室をしている。新規の方も募集するので開始を７月としたが、受講している方々からもっと早くからしてほしいとの意見もあり、４月から６月までの間、自主的にしてもらう予定であるとのことであった。また、受講料は幾らかとの問いに、１回２００円であるとのことであった。

７５歳を過ぎると健康診断の制度が変わるが、医療を受ける場合の薬や治療期間などの制限や制度も変わるのかとの問いに、後期高齢者は健康診査を受けることができ、令和６年度から健康診査の対象者が拡大され、今まで対象外だ

った糖尿病や脂質異常症等の生活習慣病により医療機関を定期的に受診し血液などの検査歴がある方や、要介護認定を受けている方で血液などの検査歴がある方も対象となった。医療を受ける場合の制限や制度の変更については把握していないとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第２５号　令和７年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

介護給付費が増えた要因は何かとの問いに、要介護５の方が令和６年度で１０名ほど増えており、大きな要因であると考えられる。現在、高齢者専用住宅に入居されている方が多く、特別養護老人ホームに入所しやすい状況となっているため、入所者の数が増えており、介護給付費が増えた要因でもあるとのことであった。

要介護認定は市町によって基準が違うのかとの問いに、介護の区分は介護認定審査会で判定される。２段階の審査があり、まず、１次判定で医師の意見書と認定調査の情報を数値化する。次に２次審査があり、介護認定審査会の委員が審査する。その中で、調査員が訪問し、詳しく調査をする。介護基準は全国一律というのが大原則であるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案２６号　令和７年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

墓じまいされるご時世で、永代使用料ではなく短期間使用料というような発想に変えてみてはどうかとの問いに、意見を参考にしながら情報を収集し、どんなことができるか検討していきたいとのことであった。

墓地の除雪はどうしているかとの問いに、墓地内の通路部分については担当職員が除雪をしているとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第２７号　令和７年度甲良町下水道事業会計予算。

流域下水道の負担金が増えることにより住民が支払う下水道料金の負担が増えるのかとの問いに、料金改定を行う必要があり、現在審議会を開催している。審議会では料金改定の必要性についてはある程度意見がまとまったが、どれくらい引き上げるかということについては、まだ協議中であるとのことであった。

県内それぞれの処理区によって負担金の差が大きいのはなぜかとの問いに、処理区ごとに使用者の人口差があること、水質浄化後に発生する汚泥の処理方法が異なること、処理場設備の投資にかかる費用などがそれぞれ異なるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第２８号　令和７年度甲良町水道事業会計予算。

有収率はどれくらいかとの問いに、令和７年１月末現在までの約１０カ月の有収率は８３．３７％、令和５年度末で８０．９７％であり、約２．４％上昇している。昨年度と比較してよくなった要因としては、昨年度は大規模な漏水が主な原因だと考えられたが、今年度、現時点で大規模な漏水というのは発見されていないとのことであった。

有収率が９割に到達しない状況の原因は何かとの問いに、火災時の放水や今年度の漏水調査で池寺地先をはじめ漏水の箇所があるためとのことであった。また、同規模の市町村での有収率は約８０から８５％前後が全国平均であるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

以上。

○丸山議長　以上で、予算決算常任委員長の審査報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第１９号　令和６年度甲良町一般会計補正予算（第８号）について討論はありませんか。

９番、西澤議員。

○西澤議員　９番、西澤です。

当初予算、補正予算ですけども、当初予算には反対をしています。

委員長の審査報告の中にもありました避難所の充実が求められています。ですから、パーティション、以前報道がありましたけども、大変少ない数です。たしか３個か４個程度だったというふうに思います。

災害はいつ来るか分かりません。ですから、今後の重要な課題として、このパーティションだけではありません。今回は大きな給水車の導入というので国の補助を受けてやられますけども、能登にしろ、それから大船渡の大災害、山火事についても避難者が大変苦労をされていますし、避難所の充実が求められています。それに対応すること、今後の重要な課題として受け止めていただくということで、補正の範囲ですので、賛成とさせていただきます。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第１９号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第１９号は可決されました。

次に、議案第２２号　令和７年度甲良町一般会計予算について討論はありませんか。

９番、西澤議員。

○西澤議員　９番、西澤です。

以下の理由で、令和７年度一般会計歳入歳出予算案に反対します。

主な理由を絞って述べさせていただきます。

１つ、まず歳入歳出のバランスでは、財政調整基金をはじめふるさと基金、ふるさと応援基金など６基金で約３億４００万円を取り崩して昨年度当初予算比で１．６９倍の伸びとなっています。財政調整基金はおおむね１０億円を目標とした従来路線、野瀬町長が表明をされていました。その従来路線との違いを説明する必要があると考えます。

また、子育て世代、町民の強い願いを受けて、その問題ではふるさと応援基金を活用して園・学校給食費の無償を継続されたことについて努力を評価するものですし、補聴器の補助についても継続をされました。

２つ目に、そのような財政状況の中にもかかわらず、概算８億６，０００万円も投じる尼子駅宅地造成に向けて調査業務委託費８１４万円等用地買収を始めるための不動産鑑定委託１５万円が計上されています。昨年度当初予算にて５００万円の調査費が承認されましたが、また、寺本町長の選挙公約ではあるものの、ここで改めて立ち止まって、人口減少防止の最大で最も真の決め手になるのかどうか、また、２４％という県下最大の人口減少率の根本原因を解明、販売の予定の土地価格の問題や住宅需要の動向、市場調査など専門家も町民代表も交えて意見を聴取し、議論をしてからでも私は遅くないと考えます。

３つ目に、昨年１０月１８日発令の令和７年度予算編成方針において、過疎地域に指定されたことを受けて作成した持続可能な地域づくり計画の趣旨をこの状況を脱するため取り組むべきとしていることに矛盾をしているものと考えます。

同方針で述べている防災センター新設については、具体的に関連する予算は見当たりませんが、防災機能を併設した役場庁舎の改築を掲げておられ、また、産業用地集積地整備計画も県の採用が外れたにもかかわらず固執する政治姿勢は、箱物建設関連事業が目白押しの流れを否めず、単年度でも町民の暮らしや子育て・教育関連の予算を圧迫し、基金の取崩しの増加、借金返済の増加を

招いて将来負担におけるバランスを危険にさらすものであると指摘しなければなりません。現在置かれている町民の暮らし、介護保険料の負担の増大に心を寄せるべきだと私は申し上げたいと思います。

４つ目に、自治体情報システム標準化対応事業について。これは地方自治の露骨な侵害であり、全面的に政府の施策の間違いであることを指摘しなければなりません。

企画監理課で２億２，４００万円、税務課で１，７６０万円、政府の勝手な計画であるにもかかわらず、２つ合わせて５１％を町が負担しなければなりません。説明によれば、今後の運用費用は全て末端の自治体負担だとのことです。

委員会審議の中で、副町長がいみじくも発言をされました。行政も住民も誰も得をしない、便利にならない。そのとおりです。ＩＴ企業のみが莫大な利益を上げ、大量に保有する地方自治体の個人情報を企業利益に有利に活かそうとするものにほかなりません。このことが国会審議でも明らかになってまいりました。

５つ目に、一般廃棄物収集委託事業で３，１００万円、可燃ごみ処理委託で湖東衛管の運営分担金５，８００万円の合計で８，９００万円、約９，０００万円を必要としています。ごみ半減計画が達成できれば、単純にはならないにしても、５，０００万円近くの負担軽減となる展望が開けてまいります。

自公政権が地方の基幹産業である農業への予算を大幅に削り、食料自給率回復には責任を放棄し、事あるごとに地方創生と言いながらその自治体の持つ魅力を押し潰し、負担を押しつける悪政に反対する点では、党派立場を超えて協働したいと考えます。

自民党政治の悪政は地方に一番不利に、また、犠牲を強いています。そういう点でも協働できる方々と改善のために尽力を尽くしたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第２２号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第２２号は可決されました。

次に、議案第２３号　令和７年度甲良町国民健康保険特別会計予算について討論はありませんか。

９番、西澤議員。

○西澤議員　９番、西澤です。

委員長報告の中にもありました令和９年度をめどに県下の統一の保険料になると。一番上がる率の多いのが豊郷町、そして２番目が甲良町です。その点では、県がきちんと上がらないための財政措置を取る。これが県下に求められていることですし、県政が課せられている大事な義務だというように思います。

統一をするなら大幅に引き上がる市町、とりわけ甲良町や豊郷町、困難な町に寄り添って財政をそこに大幅に出動する。これが求められているところですし、そのことは見送られる可能性も大変大きいです。

既定路線で統一化に向けて保険料が引き上がる。もうこの内容が進んでいます。その点でも反対の表明をせざるを得ません。

以上です。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第２３号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第２３号は可決されました。

次に、議案第２４号　令和７年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論はありませんか。

９番、西澤議員。

○西澤議員　後期高齢者という７５歳、罹病率の大変高い高齢者を一くくりにして保険料、それから診療、全部違う制度に追い込まれています。

制度をつくった、これ、何度も討論で述べさせていただいておりますが、制度をつくった当時の厚労相、当時は厚生大臣でしたけども、うば捨て山のようだというように表現をせざるを得なかったわけです。その点でも、国の支出を絞ったところ、つまり削ったところから始まっているこの制度、これはやはり元に戻して国のきちんとした手当てをして高齢者が最後まで人生を全うできる、そういう役割を国の制度で活かすべきだというように思います。

その点で、連合によって県下１つの保険単位になるわけですけども、そのことが改善されなければならないということを申し上げて、反対討論とさせていただきます。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第２４号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第２４号は可決されました。

次に、議案第２５号　令和７年度甲良町介護保険事業特別会計予算について討論はありませんか。

９番、西澤議員。

○西澤議員　これ、私たちが取り組んだ、去年ですけども、町議選にあたって取り組んだ住民の皆さんのアンケート、１００通近くが返ってまいりました。１００通を超えて返ってまいりましたが、その中で一番多いのがやはり介護保険料を何とか下がらないか、下げてほしいという願いでした。

委員長報告の中にもありますように、予防事業をどう維持するか、どう強化するか、どう充実させるかというのは大きな課題だというように思います。その予防事業を介護保険事業の予算の範囲、つまり特別会計の予算の範囲でしようと思うと制限がかかるし、それから、給付費が高くなってくる。そのことから考えると、一般事業で介護予防、つまり介護にならないための予防事業ですね。健康事業を推進していく。これは高齢者になってからではなくて生まれてから、いや、今現在は妊娠をしてからもう既に始まるんだと一定言われています。

歯や、それから骨は妊娠中に形成をされる。中心点が形成される。もちろん出産をしてから健康維持になるかどうかについても決まってきますけども、基本のところでは胎児の段階でその形がつくられる。つまりＤＮＡですね。こういう点でも妊娠の段階から健康な子どもが生まれる、そして育つ。そういう過程をぜひつくる必要があります。

これは介護保険事業の中でやることがなかなか難しいわけですけども、一般事業を充実させることが大変大事だというように思いますので、介護保険事業

についてはやっぱり保険料がそういう甲良町の特殊、特殊と言ったら語弊がありますけれども、やはり高齢者があり、そして負担金額が少ない方々が多いというようになりますと、やはり当然介護保険料の引上げが話題になってくるというように思います。

その悪循環をやっぱり断ち切る必要がありますし、国の支出が大変乏しい中から出てきた問題だと思いますので、そういう声を当局の方々とも連携をしながら、立場を超えて、国に要請をしていく必要があると思いまして、予算としては反対討論とさせていただきます。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第２５号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第２５号は可決されました。

次に、議案第２６号　令和７年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　よろしいですか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第２６号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第２６号は可決されました。

次に、議案第２７号　令和７年度甲良町下水道事業会計予算について、討論はありませんか。

９番、西澤議員。

○西澤議員　委員会の審議の中でも資料が示されて、来年度から下水道の県への

負担金が引き上がる計画が審議をされ、１９日、おとついですね、１９日の県議会で可決をされたようです。その点でも来年度から下水道事業の住民負担が増えてくるというように思います。

来年度に向けて、県下の中で負担金が引き上がらないための県の支出をきちんと手当てする。県の責任で行うということも大事です。そのこともありますので、そういうように町長先頭に県への要請をしていただいて、今年度については下水道事業、賛成させていただきます。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第２７号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第２７号は可決されました。

次に、議案第２８号　令和７年度甲良町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

９番、西澤議員。

○西澤議員　委員長報告の中でも触れられていますけれども、有収率ですね。これが８０％台になっています。８０％の下の方ですね。これは９０％をめざしてもらう。そして、その低い原因の改善ですね、修復。これ、漏水があるんだというように思いますし、以前から盗水の疑惑も指摘をされてまいりました。

ですから、盗水が全くありませんという宣言を以前から求めています。そういう宣言ができて、明るい透明な水道事業が展開されることを求めまして、賛成討論とします。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第２８号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第２８号は可決されました。

次に、日程第１２　議案第２９号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長　議案第２９号　財産の取得につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和７年３月２１日。

甲良町長。

○丸山議長　本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事　それでは、議案書の方をお願いいたします。議案書第２９号でございます。

こちら、裏面をお願いいたします。

財産の取得につき、議決を求めることについて。

次の財産を取得することについて、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産としましては、甲良町公共施設１０施設のＬＥＤ照明器具。

また、取得の方法としましては、一般競争入札による譲渡特約付賃貸借契約というふうになっております。

また、取得予定価格、こちらは上記の賃貸借の金額になりますけれども、取得金額としまして５，１１２万７４０円となっております。

契約の相手方としましては、住所は東京都千代田区丸の内１丁目３番２号、氏名としましては、三井住友ファイナンス＆リース株式会社代表取締役というふうになっております。

以上となります。

○丸山議長　説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

９番、西澤議員。

○西澤議員　全員協議会でも説明がありましたが、改めて特約つきの内容を説明していただいて、お願いしたいというように思います。

それからもう１つは、ＬＥＤの寿命ですね。これ、期間が、これは契約期間が５年間なんですけども、５年を超えてＬＥＤの場合は十分耐用年数がもつのかどうか。一般的にはあると思いますけども、それぞれ機種によって違うかと

思いますけども、状況など説明をお願いします。

○丸山議長　総務課参事。

○村田総務課参事　１点目でございます。

今回の契約につきましては、賃貸借期間、おおむね、施設によって若干異なりますけれども６０カ月、５年間についてものを借ります。その期間が満了しましたら、そのまま甲良町に所有権が帰属するという契約になっております。このために財産の取得ということで議会の議決を求めさせていただいているところでございます。

また、寿命につきましては、機器の方で物によっておっしゃるとおり異なりますけれども、見ていただいたように、分かるんですけれども、ここも替わっているんですけれども、この照明器具はいわゆる管球と呼ばれるいわゆる電球の部分ですね。その部分と、あとはそれをつなげる部分がございまして、それぞれ異なります。ただし、メーカーから聞いているんでしたら、おおむね１０年以上はもつというふうには聞いているところでございます。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第２９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第２９号は可決されました。

次に、日程第１３　議案第３０号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長　議案第３０号　和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和７年３月２１日。

甲良町長。

○丸山議長　本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長　それでは、議案書裏面をお願いいたします。

和解につき、議決を求めることについて。

次のとおり和解をするため、地方自治法第９６条第１項第１２号により、議会の議決を求めるものでございます。

１、和解相手の住所及び氏名につきましては、記載のとおりでございます。

裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部でございます。

３、事件名につきましては、令和６年（ワ）第７１号貸金等返還請求事件です。

授権事項といたしまして、必要に応じて、次に掲げる法律上の行為等をするものとします。

趣旨を損なわない条項の軽微な修正。

和解の理由といたしまして、本事件については、この和解により原告と被告の間の紛争が早期に解決することを勘案し、被告５名のうち、３名のみ裁判を分離して、和解しようとするものでございます。

和解条項の案でございます。

被告らは、原告に対し、連帯して、本件保証債務の履行として４０６万８，９２２円及び内金３６６万１，５６０円に対する平成２１年６月２３日から支払い済みまで年１０．９５％の割合による金員の支払債務があることを認める。

２、被告らは、原告に対し、前項の金員のうち１４８万９，９５４円を、令和７年４月２１日限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、被告らの負担とする。

訴訟費用は各自の負担とすることです。

以上、どうかよろしくお願いいたします。

○丸山議長　説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

９番、西澤議員。

○西澤議員　何点かまとめて聞きます。

１つは、従来から方針にしている残金の元金ですね。つまり約定利息等含めて元金と利息については確保できると。しかし、今回は一部分の和解ですから、その部分で確保して、その後続いている③、④、⑤の被告に対しては継続をして裁判をされるということだと思いますが、そういう維持がされる点で、つまり町の従来からしてきた方針を維持するということでいいかどうか。

それから、もう１つは、平成２１年６月から支払いが滞り始めているんですけども、支払いが滞り始めたときの状況と町の側の対応、どういうように進めてきたのか説明ください。

そして、以前から私言っていますけども、終わりよければ全てよし、つまり同和対策事業での負の遺産が１つずつ裁判という形になりましたけれども、改

善をされるということですから、その点でもどういう評価をしているのか。下のところに町の見解というように書かれていますから、そのこととダブるかもわかりませんけども、そういう長年取り組んできた同和対策事業がそういう１つの部分で解決の方向に進むということについてお尋ねしたいと思います。

○丸山議長　建設水道課長。

○村岸建設水道課長　すいません。

本案件につきましては、連帯保証人の方でございます。基本的な事項といたしまして元金利息、和解に関しまして遅延損害金１年分というのを基本的な流れとしてというのは崩しておりませんけれども、この方については連帯保証人ですので、その方の３分の１を基本として考えをまとめさせていただいているところでございます。

すいません、滞納状況につきましては、この方につきましては主たる債務者の方がお亡くなりになられて相続人になっておられます。その方が前までお支払いをしていただいていたんですけれども、滞納月数１３８カ月分ありましたので、訴えの提起を起こさせていただいたという流れでございます。

分割しては払っていただいていたんですけれども、滞納が始まりましたので、訴えの提起を起こさせていただいたという流れです。

（発言する者あり）

○村岸建設水道課長　評価につきましては、本案件についてになりますけれども、早期解決を図って進めてまいりたいということで、今後もこういった形で和解の方を進めてまいりたいと思っております。

○丸山議長　ほかに。

９番、西澤議員。

○西澤議員　関連してですけども、亡くなられたときに滞納が始まったんではなくて、相続を始めましたけども、相続をしてから何カ月かは続いたけども、その相続人さんも滞り始めたということでいいんですかね。

○丸山議長　建設水道課長。

○村岸建設水道課長　相続を始めたときにはもう滞納が続いております。

このケースにつきましては、一度相続放棄をなされましたけれども、それについて裁判上で争って、まだいるところでございます。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

９番、西澤議員。

○西澤議員　質問の中でも言いましたけれども、同和対策事業の大事な部分だっ

たんですよね。しかも、自立を求める、自立を図るということが大きな主眼になった事業でした。

だから、その中で町とそれから利用者の間、それから運動団体が介在をしますけども、その点でもやはり同和対策事業が終結をし、そして全町民の理解も得られるというような方向で進める必要がありますし、その点でも滞納がきちんと整理をされる。そのことでのリーダーシップをぜひともまた執っていただいて、同和対策事業がもう負にならないように、やってよかったんだというように総括ができる内容にぜひともしていただきたいということを申し上げて、賛成討論です。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第３０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第３０号は可決されました。

次に、日程第１４　意見書第１号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長　意見書第１号　高額療養費制度の自己負担額引き上げの全面撤回を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条第１項及び第２項の規定に基づき提出する。

令和７年３月２１日。

甲良町議会議長　丸山恵二様。

提出者　甲良町議会議員、西澤伸明。

賛成者　木村修、西川誠一、山田光義、藤居吉也、木村誠治。

○丸山議長　本案について、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員　それでは、提案させていただきます。

高額療養費制度の自己負担額引き上げの全面撤回を求める意見書（案）。

高額療養費制度は、医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超過した分を医療保険から支払う仕組みである。これは過度な患者負担を抑え、継続して

治療が受けられるようにする患者支援策である。政府は当初予定していた今年８月から自己負担額の限度額を引き上げる案を見送ると発表した。しかし、全面撤回ではなく９月以降改めて検討し方針を決めるとも述べており、再度引上げ案浮上のおそれも指摘されている。

現在この制度は、がん、内臓疾患、骨折、関節リウマチ、白内障、脳出血、帝王切開などの治療を受けている人が利用しており、これらは誰もがかかる病気である。それゆえ制度改定によって影響を受ける受給者数は年７９５万人（外来特例を除く）に上り、国民の１５人に１人が負担増となる。このうち、年間４回以上この制度を利用する「多数回該当者」は１５５万人で、これは国民の８０人に１人に当たる。我が町では、この制度利用件数は令和５年度実績で１，１７１件（実人数は不明）と報告されており、実に多数の町民が影響を受けることになる。

とりわけ、がん患者は長期にわたって治療を要し、高額な医療品が必要である。マスコミ、ＮＨＫですが、取り上げていたがん患者の１人は、がんが再発し、１錠８，０００円の薬を毎日服用で月２４万円の費用が必要だという。まだ大学生の子どもがいて、生活が苦しく、患者支援がなくなれば治療を中断せざるを得なくなると述べていた。全国保険団体連合会調査では、子どもがいるがん患者では、支援策がなくなれば治療を中断４２％、回数を減らすが６０％という。政府は「制度の持続可能性」を制度改定の理由にしているが、治療を我慢させ、命と健康を脅かす「制度」など許してはならない。今国会では「むしろ限度額を引き下げてほしい」など患者の声が紹介されている。

よって、本議会は「高額医療費制度」の自己負担額引上げの全面撤回を強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月３１日。

（発言する者あり）

○西澤議員　３月２１日。

甲良町議会議長　丸山恵二。

宛先は、記載のとおりです。

全協でも説明いたしましたが、この３月の７日に引上げ案を見送る、８月実施は見送るというような石破首相の発表がありました。

そこでもうやめとこうかなというように私は思ったんです。その後も国会での審議で、石破総理はやはり引上げについて９月めどにして、つまり参議院選挙が済んだらやり過ごそうという姿勢が表れています。

その点では、やはり全面的な撤回をして、むしろ引き下げると。これ、文面の中には書かれていませんけども、その内容をぜひ全面撤回ということで石破

首相が表明をして、安心して治療が受けられる。

今患者の皆さんは引き上がるんではないか、また今年の秋には引き上がってしまう。参議院選挙が済んだら引上げの計画が出てくる。こういう点では大変心配をされています。

ここにもありますように、１，１７１件が甲良町の実績なんですよね。私もこの高額療養費制度が利用できますよというて紹介をした件数は過去に何回もあります。そういう点でもね、それを知った方が大変喜ばれたことも覚えていますし、中には命が延びたとも言われた高齢者がおられました。そういう点でもこの制度はやっぱり守っていただきたいというように思いますので、ぜひ議員の皆さんの賛同をよろしくお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○丸山議長　説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

４番、山田議員。

○山田議員　意見書の意味合いというか、本当にこう。

○丸山議長　すいません、マイクを中へお願いします。

○山田議員　はい、すいません、議長。

この意見書の意味合いというのか、この甲良町でも１，１７１件という命を守るという立場から、もう私も障害を持っている娘を抱えていて、本当に全面撤回をもう心からというか、泣きながらでも掲げていきたいなと思いますので、賛成討論とさせてもらいます。

○丸山議長　ほかに。

７番、野瀬議員。

○野瀬議員　７番、野瀬でございます。

私も賛成の討論をいたします。

現在新しい薬、極端に高額な薬の開発もされております。この部分はちょっと考えなあかんということはありますけれども、それ以外、弱者救済のために現在のシステム、これは残すべきだと思います。

以上、賛成討論です。

○丸山議長　ほかにありませんか。

８番、木村修議員。

○木村修議員　はい、８番、木村です。

この議案はですね、私、実際に経験をしておりまして、たしか医療費が１００万ほどかかった治療がされました。そのときに高額療養を利用させていただいて８万円ほどで済んだ経験があります。そのときでも８万円もちょっと高い

なと思いながら、１００万から比べたら８万円ぐらいどうのこうのという金額じゃないというふうに思ったんですけど、今回、今提出者の西澤議員からもおっしゃいましたけど、石破首相はやめるというふうに言われたことはあったんですけど、あっ、これはほんでよかったなというふうにちょっと安心はしたものの、今意見書の中で読まれました完全撤廃みたいなことは言っておられないので、９月以降、参院選が終わった後どうなるかというのを非常に疑問を持っておる次第でございます。

ですから、この高額療養、ここへいわゆる高額療養の値を上げるというようなことをこの部分に持ってきたいわゆる政府、総理大臣は何を考えとんのかなというふうには思っておりますので、この意見書に対しては賛成討論とさせていただきたいと思います。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第１号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第１号は可決されました。

次に、日程第１０号　意見書第２号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長　意見書第２号　企業･団体献金の全面禁止を求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条第１項及び第２項の規定に基づき提出する。

令和７年３月２１日。

甲良町議会議長　丸山恵二様。

提出者　甲良町議会議員、西澤伸明。

賛成者　西川誠一、山田光義、藤居吉也、木村誠治。

○丸山議長　本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

９番、西澤議員。

○西澤議員　議案書を読み上げ、提案させていただきます。

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書（案）。

昨年の総選挙の結果は、裏金問題に対する国民の厳しい審判の結果です。国

会には真相解明と、金の力で政治を歪め、裏金づくりの温床である企業・団体献金を禁止することが強く求められています。

今回、「資金集めパーティー」が企業・団体献金集めの抜け穴として使われ、裏金づくりの仕組みが世に広く暴き出されたのです。資金集めパーティーは、実質的には企業・団体献金に等しいものです。営利を目的とする企業の献金は、本質的には賄賂に当たり、政策的な見返りを求めているためであることは明瞭です。企業・団体献金によって、個人献金とは桁外れの資金力で政治を歪め、憲法で定められた国民の参政権を侵害することは決して許されません。

昨年の総選挙では、立憲民主党、日本維新の会、日本共産党、れいわ新選組、社民党が選挙政策に企業・団体献金の禁止を掲げていました。国民民主党の玉木雄一郎代表も、１月の会見では「全ての党が合意して廃止すべきということであれば、我々も廃止すべきと言う立場なので、こうした合意を得られるようにしていきたい」と述べておられます。

前述の５党（２０４議席）に国民民主党の獲得議席を加えると２３２であり、自民党・公明党の２１５を上回ります。企業・団体献金禁止の公約を実現することは、国民に対する責任です。

よって、甲良町議会は、国会及び政府に対し、幾度となく繰り返されてきた金権腐敗政治を根絶するため、資金集めパーティーを含む企業・団体献金を全面禁止する法整備を今国会で成立させるよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和７年３月２１日。

甲良町議会議長　丸山恵二。

提出先は、記載のとおりです。

加えて、この金権腐敗政治の問題が起こったのは、以前からもありましたけども、３６年前、リクルート未公開株の事件がありました。また、３２年前には佐川急便事件、政治買収事件がありました。

そこで、細川首相を補佐した成田憲彦さん、これ、駿河台の名誉教授ですけども、衆議院の政治改革特別委員会で証人で陳述されています。

そして、インタビューが掲載されていました。

その中で、私は従来企業献金を容認してきました。しかし、企業献金は資源配分の歪みをもたらしている。金の集まるところにしか議員の関心が向かず、予算や立法の対応がなされない。その代表が道路。献金企業の多数は建設土木で、公共事業が政策の最優先になっている。人権教育、司法制度、外国人の人権や公的債務の削減など、重視すべき分野が後回しになり、日本の衰退をもたらしている。企業団体献金は廃止すべき時期だと語る。

その方は続けて、自民党に企業献金禁止を期待するのは、それこそ八百屋に

行って魚を売っていないと怒るようなもの。では、どういう力学で企業・団体献金を禁止するかといえば、政権交代プラス国民の怒りだと明快に述べておられました。

ここで言われている建設ですね。道路建設、甲良町内の建設の業者がここに該当するはずがありません。ここで言われているのは、やはり大手のゼネコン、４大ゼネコンとも５大ゼネコンとも言われています。そのところに事業が集中し、下請、孫請どころか５次請で回ってくる。利益の大変少ない金額で回ってきます。その大きな利益はゼネコンが利益を得られる。そういう仕組みが企業献金によって成り立っている。その裏側はやはり閉ざしていく、完全にシャットアウトしていく必要があります。

１３日の夜、日本テレビ系のＮＥＷＳ　ＺＥＲＯが言っていました。いみじくも石破首相が商品券１人１０万円を１５０万、つまり１５人に配ったと。これはポケットマネーだと。政治活動ではないというように言い訳をしていますが、もうまさに政治活動そのものですね。政務官、それから正副の官房長官が同席をして政治の話をされた会食だったと。1時間半ほどだったんですけども、その後、参加をした議員さんがコメントだとか、それからインタビューに答えておられて、私の選挙区にぜひ石破さん応援に来てほしいということを話しして、石破さんはすぐ行きます、ぜひ行きたいというように応答されていることも新聞で報道され、テレビでも報道がされてきました。

やはり商品券の原資がどこなのかという点では、政治資金収支報告書に記載する必要がないというようなところになっていますし、収支報告書に記載するとすれば、裏金として使われてきたというのが明らかになってまいります。そういう裏金のもとをやっぱりしっかりとシャットアウトするということが今大事だと思います。

透明化などが言われていますけども、透明化して１０年後に帳簿を公開するとかということになったら、3年の時効が過ぎて何の刑事罰それから法律違反を問うことができないというようになりますので、やはりもとをシャットアウトするという禁止をしっかりと行うことが大事だというように思います。

この成田さんが言っておられますように、市民の声、住民の声、地方の声をやはりきれいな政治をぜひしてほしいというように思いますので、その声を代弁する、小さな甲良町ですけども、上げていく必要があるんではないかと思いますので、皆さんのご賛同をぜひよろしくお願いいたします。

○丸山議長　説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

８番、木村修議員。

○木村修議員　８番、木村です。

１点ちょっと教えてください。

野党と言われる、今ここに５党と書いてあるんですが、５党プラス１ですね。国民民主も入って６党ということになるんですけど、６党の中で団体献金をもらっておられた党があろうかと思うんですけど、その野党の方々は一応全面禁止というふうに言われているわけですけど、本案が通ったら私たちはもらわないということを言っておられるんだと思うんですけど、ちょっと確認のために聞かせてください。よろしくどうぞ。

○丸山議長　９番、西澤議員。

○西澤議員　木村修議員の質問に答えたいと思います。

私も報道の範囲でしか分からないんです。

実際に言われているのは立憲民主党だというように思います。連合の方から献金を受けるとか労働組合から受けるということがあるんではないのかというようにあると思いますが、そのことは当事者が認めていますね。

だけども、政治結社を労働組合の中に、例えば○○候補者を応援する会とか、それから何々講演会とかいうように労働組合の中で自民党を応援する後援会はないと思いますけども、だけども、それぞれの政治結社に対して支援する後援会組織を形だけかもしれませんけども、やはりそれは合法の範囲でやっていると思います。

同時に、団体が頑張ってほしいというようにして要請をしたりするときに手土産だとか、それから手ぶらで行かないということなども考えられます。それは私としては確認をすることはできませんけども、その入り口をきちんとシャットアウトして、例えば、これ、個人献金が政治家個人に渡ること自体は禁止されていますよね。ですから、やはり政治結社がいったん受け取ったやつをこの政党に頑張ってもらおうというので寄付をする、献金をするというのはあり得るわけです。

その場合は個人がその政治結社に渡します。その政治結社に渡す金額が企業献金だというようになると、これは問題になりますので、その出発のところで企業献金を禁止する。つまり、労働組合の中でつくっている政治結社に対しても駄目ですよというような法律をきちんとつくる必要があるなと。

ですから、直接は知りませんけども、立憲民主党だと思いますけども、の政党の役員さんが、法案が通ればそれは一切しないようにしますというのは当然当たり前のことで、法案ができなかったとしても、できていないとしても、私は企業献金は禁止を言うてるんやから、もう今でもやめるというのは正しい姿かなというように思います。

以上です。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

７番、野瀬議員。

○野瀬議員　反対討論させていただきます。

ある企業では、政策本位の政治実現や議会制民主主義の健全なる発展のため企業の寄付は企業の社会的役割の一員として重要であるということで述べられております。

ただ、私、現在のような匿名性の高い状態でこのような企業献金というのは、私は反対です。私は企業献金禁止ということではなく、企業のこの献金の開示を明確にするという意味の献金を認めたいと思っております。

そのため、現在提出の意見書には反対いたします。

以上です。

○丸山議長　木村修議員。

○木村修議員　私は賛成討論とさせていただきます。

賛成はもちろんさせてもらうんですけど、抜け穴のないような法案になることを期待して、賛成とさせていただきます。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第２号を採決します。

お諮りします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立多数です。

よって、意見書第２号は可決されました。

次に、日程第１６　発議第１号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長　発議第１号。

令和６年９月２４日。

甲良町議会議長、丸山恵二様。

提出者、甲良町議会議員、野瀬欣☑。

賛成者、西川誠一、小森正彦、山田光義。

甲良町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条第

２項の規定により提出します。

○丸山議長　本案については、野瀬議員から提案説明を求めます。

野瀬議員。

○野瀬議員　それでは、朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思います。

甲良町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）。

甲良町議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「。以下『情報公開条例』という。」を削り、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

以上でございます。

○丸山議長　説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

９番、西澤議員。

○西澤議員　確認だけですけども、上位法の変更による条のずれ、それから文言の訂正、整理ということが中心であるかどうかについて確認します。

もう１つは、表題にありますように、甲良町議会の個人情報の保護ですから、個人情報の保護に穴が空けられてこういう部分は穴が空きますという内容になっていることはないというように確認をしたいと思いますけども、そういう抜け穴ができるという改正ではないですね。確認を求めます。

○丸山議長　７番、野瀬議員。

○野瀬議員　はい、それではお答えします。

まず、この改正が上位法によって改正されるものかどうかというところですけども、上位法によって改正されるというところでございます。

そして、穴が抜けられるのかというところですけども、それはないと思っております。

以上です。

○丸山議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○丸山議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○丸山議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、発議第１号は可決されました。

次に、日程第１７　議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第１２９条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○丸山議長　異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第１８　委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第７５条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○丸山議長　異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に町長の挨拶があります。

町長。

○寺本町長　閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今月６日の開会以来本日まで、令和７年度当初予算はじめ多数の案件について、本会議並びに各常任委員会においてそれぞれ慎重なるご審議をいただきましたことに感謝を申し上げます。

今期定例会におきまして、議員各位からいただきましたご意見につきましては、十分留意し、今後の町政運営にあたってまいります。

議員の皆様にはくれぐれも健康にご留意いただき、町政へのご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長　これをもって、令和７年３月甲良町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前１１時２８分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

甲良町議会議長　丸　山　恵　二

署　名　議　員　木　村　　修

署　名　議　員　西　澤　伸　明